

2020年3月23日

「民法の一部を改正する法律」施行を踏まえた 中京 Visa デビットカード会員規定の改定について

当行では、2020年4月の「民法の一部を改正する法律」施行をふまえ、2020年4月1日より中京 Visa デビットカード会員規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 主な改定内容

(1) 規定の変更条項を明確化

「民法の一部を改正する法律」において、定型約款変更の制度が新設されたことから、規定の変更についての取扱いを明確化します。

改定前	改定後
<p>第28条 サービス内容および本規定の変更等</p> <p>1. サービス内容は両社の都合により、事前の通知なく変更することがあります。</p> <p>2. 本規定は、両社の都合で変更することがあります。本規定の変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について両社は一切責任を負いません。</p> <p>3. サービス内容および本規定の変更については、当行 Web サイト等により告知いたします。</p>	<p>第28条 サービス内容および本規定の変更等</p> <p>1. 本サービス内容および本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行 Web サイトへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとし、</p> <p>2. 前記1の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、</p>

(2) 債権の譲渡に関する条項の変更

債権譲渡に関する改正により、「債務者が債権譲渡について異議をとどめないで承諾した場合、新たな債権者に対して、旧債権者に対して有していた抗弁を主張できない」という制度が廃止されるため、該当部分を変更します。

改定前	改定後
<p>第12条 債権の譲渡</p> <p>1. 会員は、当行が会員に対して有する立替金債権等を第三者に譲渡すること、その際に会員の個人情報を当該債権等の譲受人である第三者に提供することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとし、</p>	<p>第12条 債権の譲渡</p> <p>1. 当行は会員に対して有する立替金債権等を第三者に譲渡すること、その際に会員の個人情報を当該債権等の譲受人である第三者に提供することがあります。</p>

以上